二重投票の防止策について

投票日は同じでも期日前投票期間が異なる選挙等が複数行われている場合、一方の選挙のみ期日前投票をされた後、もう一方の選挙について、期日前投票あるいは投票日当日に投票する場合の二重投票防止策を次のとおり設けています。

（例）期日前投票ができる期間は、市長選挙 13 日間、市会議員補欠選挙 8 日間

◆期日前投票システムの処理

一方の選挙のみ期日前投票をした選挙人は、投票をした時点でコンピューターによる期日前投票システムに「該当選挙のみ期日前投票」した旨を記録されます。そして再度投票しようとした場合、コンピューターの画面に投票済みの表示がされるとともに、操作に制限がかかり、投票できないようにしています。

◆選挙人名簿の処理

上記により記録された選挙人については、選挙人名簿に「該当選挙のみ期日前投票」した旨が判る押印がなされているため、投票所で選挙人名簿を照合する際、係員はそれを見落とすことなく確認するようにしています。

◆投票所における選挙人の案内

一方の選挙のみ期日前投票をした選挙人は、通常の投票の方法と異なる方法になりますので、係員が付き添って案内します。

◆投票のご案内・選挙人整理票の処理

投票所の係員は、選挙人名簿との照合時に、「投票のご案内」又は「選挙人整理票」の選挙名欄に、期日前投票済みのマークを付け、選挙人に投票用紙を交付する際にも、チェックできるようにしています。
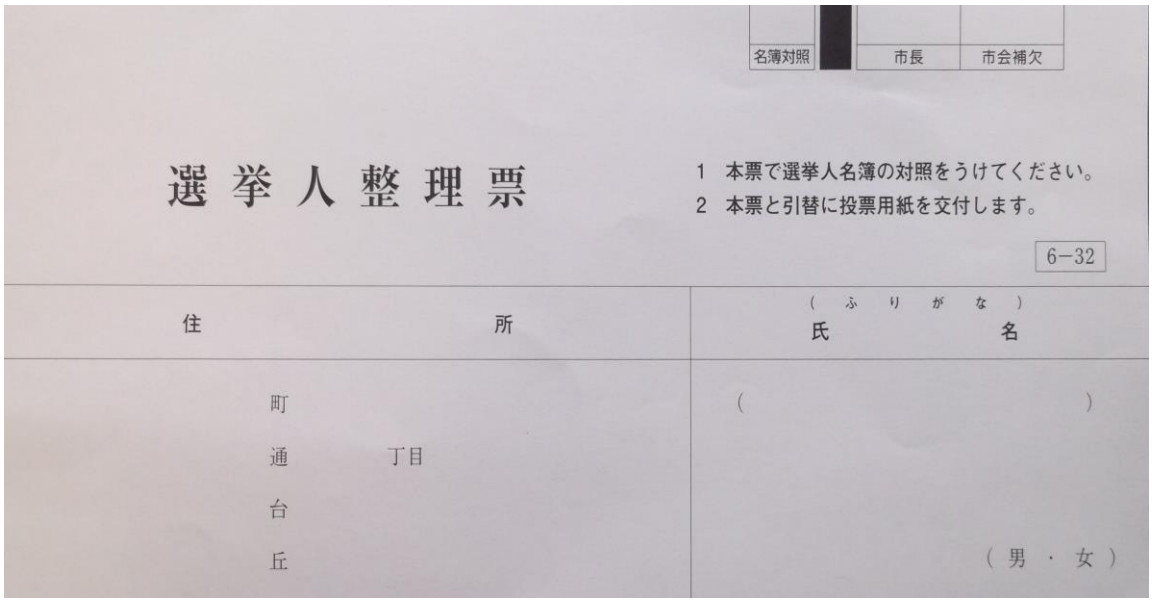
選挙人整理票（見本）